

1. 件名：東海再処理施設の安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請に係る面談
2. 日時：令和3年3月31日(水)10時00分～12時25分
3. 場所：原子力規制庁10階会議室 ※一部出席者はTV会議にて実施
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

細野安全管理調査官、北條技術研究調査官、有吉上席安全審査官

小舞管理官補佐、加藤原子力規制専門員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

事業計画統括部 次長

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 マネージャー

再処理廃止措置技術開発センター 副センター長 他14名

5. 要旨

○原子力機構から、東海再処理施設の安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請について、配付資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁より、以下の通りコメントを伝えた。

(資料2について)

- ・潤滑油漏えいの拡大防止対策としてオイルパンを設置する対象とする油内包機器を、油内包量10L以上の機器とする根拠を説明すること。
- ・自動消火設備の設置が困難である場合の代替策として検討している、既製品のパッケージ型自動消火設備について、当該設備の概要が分かる資料を示すこと。
- ・固化セル内のインセルクーラについて、設置状況の位置関係が分かる資料を示すこと。
- ・火災防護審査基準の要求事項を満足することが困難として、ハード・ソフト両面で可能な限り同等の対策を講じるとする設備及び系統について、対策の具体的な内容が示されていないことから、対策の具体的な内容について火災区画毎に整理して説明すること。

(資料3について)

- ・TVF配管分岐室のトランスミッタラックの機能が、蒸気漏えいにより機能喪失した場合には、運転員が制御室において手動で運転停止操作を実施することだが、仮に運転停止操作を実施しなかった場合の挙動について説明すること。
- ・例えば、HAWの中間液槽からTVFの受入槽に高放射性廃液を移送する操作の場合、運転停止操作をせずに中間液槽の廃液を全て移送してもTVFの受入槽がオーバーフローすることはないとのことだが、オーバーフローしないのであれば、運転停止操作をしないという選択肢もあると考えられる。トランスミッタラック機能喪失時に運転停止操作を行うことの妥当性（悪影響の有無等）について説明すること。

○原子力機構より、了承した旨返答があった。

6. 配付資料

- 資料 1 : 東海再処理施設の廃止措置段階における安全対策のスケジュールについて
- 資料 2 : 再処理施設の内部火災に対する防護について
- 資料 3 : 再処理施設の溢水に対する防護について
- 資料 4 - 1 : 分離精製工場（MP）等の地震・津波以外の外部事象の検討状況
- 資料 4 - 2 : 分離精製工場（MP）等の津波防護に関する対応について
- 資料 5 : 東海再処理施設の安全対策に係る面談スケジュール（案）